Bank Pay 加盟店等登録規程

（改定 2024 年 12 月 4 日）

第１条（Bank Pay 加盟店登録申請）

1. 日本電子決済推進機構（以下「機構」といいます。）に、Bank Pay 加盟店規約に定める BP 直接加盟店、BP 任意組合または BP 金融機関加盟店として登録（以下「BP 加盟店登録」といいます。）をしようとする法人、任意組合または個人（機構所定の会員規程における会員の資格を有しないものに限る。）は、事前に BP 加盟店銀行による業種・サービス内容及び財務健全性の確認、第 3 項に定める暴力団員等への該当性等の審査を受けるものとします。その後、機構の定める Bank Pay 加盟店登録依頼書および Bank Pay 店舗登録依頼書（複数店舗で取扱う場合）に必要事項を記入し、次の書類を添えて機構へこれを提出するものとします。ただし、機構が認めたときは、当該書類の一部について添付を省略することができます。
   (1) その他機構の要求する文書
2. 機構の一般正会員である金融機関（会員規程において一般正会員とみなされた金融機関を含み、以下同様とします。）が、BP 金融機関加盟店として機構に登録をしようとするときは、機構の定める Bank Pay 加盟店登録依頼書に必要事項を記入し、第１項第２号に定める書類を添えて機構へこれを提出するものとします。
3. 前二項の規定に従い機構に登録しようとする者（以下「申請者」といいます。）は、申請に際し、自身が現在暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
   (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
   (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
   (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
   (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
   (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
4. 申請者は、第１項または第２項の申請に際し、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。
   (1) 暴力的な要求行為

(2)　法的な責任を超えた不当な要求行為
(3)　取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
(4)　風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて機構の信用を毀損し、または機構の業務を妨害する行為
(5)　その他前各号に準ずる行為

第２条（機構による登録等）

1.　前条の書類を受領した機構は、次条の場合を除き、速やかに当該依頼書に係る BP 加盟店登録を行うものとします。
2.　BP 加盟店登録を受けた者は、機構に対し、Bank Pay 加盟店規約第 11 条の定めに従い、別表記載の加盟店登録料を、機構の指定する日までに支払うものとします。
3.　第１項の BP 加盟店登録を受けた者は、前項の初回の支払を完了した日の翌日に機構の加盟店となるものとします。

第３条（登録拒否事由）

1.　第１条に基づいて BP 加盟店登録を申請した法人、任意組合、個人またはその BP 間接加盟店、BP 代表間接加盟店もしくは BP 組合事業加盟店になろうとする者が、次のいずれかの場合に該当するときは、機構は BP 加盟店登録を拒否することができるものとします。
(1)　Bank Pay システムを悪用するおそれがあると認められる場合
(2)　法令または公序良俗に反すると認められる事業を行いまたはこれを行おうとする場合
(3)　暴力団員等もしくは第１条第３項各号のいずれかに該当し、もしくは同条第４項各号のいずれかに該当する行為をし、またはするおそれがあると認められる場合
(4)　一般人に著しい嫌悪感を与える程度にわいせつ性が高い商品の販売若しくは役務の提供をしまたはそのおそれがある場合
(5)　支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算手続開始の申立があり、または信用状態が著しく悪化していると認められる場合
(6)　手形交換所の取引停止処分を受けている場合
(7)　BP 加盟店登録の申請手続に不備がある場合
(8)　BP 加盟店登録の抹消処分を受けたことがある場合
(9)　その他前各号に準ずる事実が発生した場合

第４条（Bank Pay 加盟店標識の引渡）

機構は、Bank Pay 加盟店登録が完了した日以降に速やかに、BP 加盟店登録された BP

加盟店に対し、当該 BP 加盟店ならびにその BP 間接加盟店および BP 代表間接加盟店またはその BP 組合事業加盟店分の BP 加盟店標識を引渡すものとします。 但し、当該 BP 加盟店に加盟店規約第 2 条第 4 項ただし書が適用される場合は、この限りではありません。

第５条（登録後に生じた事項の届出）

第２条に基づいて BP 加盟店登録された者は、第１条に定める Bank Pay 加盟店登録依頼書およびその添付書類の記載事項に変更が生ずる場合、機構所定の時期に、当該変更事項および機構の要求する事項を、疎明書類を添付のうえ、機構へ届け出るものとします。

第６条（登録抹消）

BP 加盟店登録の抹消については、Bank Pay 加盟店規約の定めるところによるものとします。

第７条（接続事業者としての登録）

1. Bank Pay 参加規約所定の接続事業者として同規約所定の提携アプリ等を提供しようとする者（Bank Pay 加盟店規約所定の BP 加盟店を含むがこれに限られないものします。以下本条において同じ。）は、その提供に先立ち、機構の定める Bank Pay 参加同意書に必要な事項を記入するとともに、次の書類を添えて機構へこれを提出し、提携アプリ等を提供する接続事業者として登録を申請するものとします。
   (1) 提供しようとする提携アプリ等の仕様その他提携アプリ等の提供が機構の定めるガイドラインを遵守していることを確認するために機構が求める文書
   (2) 当該登録を申請する者にとっての BP 加盟店銀行の関係にあるすべての金融機関（Bank Pay 参加規約において BP 加盟店銀行とみなされる者を含む。）が、当該登録を申請する者による提携アプリ等の提供について同意していることを証する書面
   (3) その他機構の要求する文書
2. 前項の書類を受領した機構は、第 3 条に定める場合および提携アプリ等の仕様その他提携アプリ等の提供が機構の定めるガイドラインを遵守していないと判断される場合を除き、当該申請書に係る提携アプリ等を提供する BP 加盟店として登録を行うものとします。
3. 第１条第３項および第４項、第５条および第６条の規定は、本条に基づく登録について準用します。この場合、第 5 条中「第１条に定める Bank Pay 加盟店登録依頼書およびその添付書類の記載事項」とあるのは「第７条第 1 項に定める Bank Pay 参加同意書およびその添付書類の記載事項」と、第６条中「BP 加盟店登録の抹消」とあるのは「当該申請書に係る提携アプリ等を提供する接続事業者としての登録の抹消」と読み替えて適用するものとします。

第８条（本規程の改定）
　本規程の改定は理事会の決議を以て行うものとします。

附則

2019 年 6 月 5 日新規制定
第 1 条（施行期日）
本規約は、2019 年 6 月 5 日から施行します。

2019 年 8 月 7 日改正
第 1 条（施行期日）
本規約は、2019 年 8 月 7 日から施行します。
2019 年 9 月 4 日改正
第 1 条（施行期日）
本規約は、2019 年 9 月 4 日から施行します。

2019 年 10 月 2 日改正
第 1 条（施行期日）
本規約は、2019 年 10 月 2 日から施行します。

2020 年 3 月 4 日改正
第 1 条（施行期日）
本規約は、2020 年 3 月 4 日から施行します。

2021 年 5 月 12 日改正
第 1 条（施行期日）
本規約は、2021 年 5 月 12 日から施行します。

2022 年 9 月 7 日改正
第 1 条（施行期日）
本規約は、2022 年 9 月 7 日から施行します。

2024 年 12 月 4 日改正
第 1 条、第２条（施行期日）
本規約は、2024 年 12 月 4 日から施行します。

以上